



岡山市広報連絡資料

令和5年12月11日

包括外部監査の結果に基づく措置状況及び 令和5年9・10月に実施した定期監査等の結果を公表しました

以下の通り、包括外部監査の結果に基づく措置状況と、令和5年9月・10月に実施した定期監査等の結果を公表しました。

1 内容

(1) 包括外部監査の結果に基づく措置状況について

① 措置対象の監査

平成24, 令和2, 3, 4年度包括外部監査

② 措置内容等

市長、教育委員会からの通知に記載のとおり

(2) 定期監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

北区役所市民保険年金課ほか12部署において、令和5年4月1日から令和5年7月31日までに執行された収入事務及び支出事務等

② 監査の期間

令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(3) 出資団体監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

岡山市勤労者サポートプラザほか1団体における令和4年度の出納その他の事務

② 監査の期間

令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(4) 公の施設の指定管理者監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

富士建設工業株式会社における令和4年度の公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

② 監査の期間

令和5年9月1日から令和5年10月31日まで



③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(5)出資団体監査等の実施に伴う所管課の随時監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

産業観光局商工部創業支援・雇用推進課ほか2課の令和4年度における所管課業務

② 監査の期間

令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

【問い合わせ先】

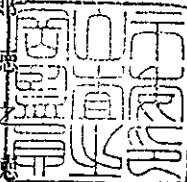
岡山市 監査事務局 山本・山野井 直通086-803-1552 内線4564・4567

岡山市監査委員公表第28号

包括外部監査の結果に基づく措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により公表する。

令和5年12月8日

岡山市監査委員 重松 浩二郎
同 土居 幸徳
同 藤原 哲之
同 福吉 智徳



岡 総 第 5 2 2 号
令和 5 年 1 月 27 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

- | | |
|------------------|-------|
| ・ 平成 24 年度包括外部監査 | 1 項目 |
| ・ 令和 2 年度包括外部監査 | 3 項目 |
| ・ 令和 3 年度包括外部監査 | 73 項目 |

以上

平成24年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和5年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査項目	意見の要旨	措置内容
1.	地域子育て支援課 日青年の家	R3.3月に外壁等石綿(アスベスト)定性分析を実施したところ、本館に一部含まれていることが確認された。	R3年度に公共建築課へ解体に係る概算の見積を依頼したところ、土地評価額を上回る解体費用が必要であることが判明している。また、解体費用以外にも敷地境界確定やキューピック等の撤去、樹木の伐採費用などが別途必要である。飛散がないことを確認。また、敷地17R5.7月に大気中アスベスト調査を実施し、外壁からの飛散がないことを確認した。	R3年度に大気中の経費がかかるなどを確認した。

令和2年度包摵外部監査結果に対する措置通知

令和5年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	施設	監査項目	指摘の要旨	措置内容
1	高齢者福祉課	老人憩の家	施設の管理運営(岡山市立松尾園を除く)	老人憩の家(岡山市立松尾園を除く)の使用許可手続については、条例が定める手続を履践すべきである。また、公の施設に相応しい申請手続を整備するべきである。	条例が定める申請書・許可証を印刷し、指定管理者で手続を対応いただく。
2	高齢者福祉課	ふれあいプラザ	施設の管理運営	ふれあいプラザの使用許可手続については、条例が定める手続を履践すべきである。	条例が定める申請書・許可証を印刷し、指定管理者で手続を対応いただく。

令和2年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和5年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
3	保健管理課	障害者生活支援センター	指定管理候補者の選定	応募者数を増やす取組、工夫について十分に検討し、次回公募時に、より多くの応募者数となるよう募集のあり方を検討されたい。	令和5年度から実施する「岡山市指定管理者モニタリング評価シート」において、利用者数や利用ニーズ、自主事業や施設の修繕内容等をHPで公表を行い次回指定管理業務の応募する際参考となる情報を広く発信していく予定である。

令和3年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和5年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
1	契約課	【総論】 設計金額の積算(予定価格の設定)	一般委託・役務等	設計金額の積算方法の概要	積算者及び査定者は、精算者及び査定者が、設計書には、精算者及び査定者が誤りが無いか確認を徹底した上で押印するように、各契約事務の手引に追記した。	令和5年度より、設計の結果、手引:「金般編において内容の充実を図ることとし、「隨意契約の手続き」、「隨意契約によることができる場合」に、全業務の統一的な規程や具体例等を記載した。
2	契約課	【総論】 契約方式及び契約相手方の選定	全般	随意契約	随意契約を締結する際ににおける全ての業務区分における就一的規程として随意契約ガイドラインを整備されたい。	「岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱」を改正し、「岡山市委託等一般競争入札実施要綱」とし、第1条を「一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。」とした。 令和5年3月29日決裁令和5年10月1日適用
3	契約課	【総論】 契約方式及び契約相手方の選定	一般委託・役務等	一般競争入札	「岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱」の名称を、「岡山市委託等一般競争入札実施に関する要綱」へ変更された。併せて、同要綱第1条の「一般競争入札を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。」については、「一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。」へと改正されたい。	「岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱」を改正し、第2条に自治令第167条、第167条第2条に該当する場合を除き、契約方式は一般競争入札とする旨を明記した。 令和5年3月29日決裁令和5年10月1日適用
4	契約課	【総論】 契約方式及び契約相手方の選定	一般委託・役務等	一般競争入札	「岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱」第2条において、自治令第167条各号及び同第167条第2条各号に該当する場合を除き、契約方式は一般競争入札とする旨を明記されたい。	「岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱」によつて仕様を作成する方が適する業務はプロポーザル(企画競争)方式、実施方針や技術テーマを求める場合は総合評価方式、一定の資格・実績等を求める場合は品質が確保できる場合は、価格競争を行つている。 検討の結果、技術的な提案や実施方針を求める場合は、プロポーザル(企画競争)方式に包含できることから、案件に応じて、プロポーザル(企画競争)方式とするか、価格競争方式にするかを決定するうこととし、現状では総合評価方式の実施に関する要綱は制定を行わない。
5	契約課	【総論】 契約方式及び契約相手方の選定	建設コンサルタント	一般競争入札の実施に関する問題点	建設コンサルタント業務に係る総合評価方式競争入札の実施に関する問題点	国においては、技術提案によつて仕様を作成する方が適する業務はプロポーザル(企画競争)方式、実施方針や技術テーマを求める場合は総合評価方式、一定の資格・実績等を求める場合は品質が確保できる場合は、価格競争を行つている。 検討の結果、技術的な提案や実施方針を求める場合は、プロポーザル(企画競争)方式に包含できることから、案件に応じて、プロポーザル(企画競争)方式とするか、価格競争方式にするかを決定するうこととし、現状では総合評価方式の実施に関する要綱は制定を行わない。

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
6	契約課	【総論】 契約代金支払い	一般委託・役務等	運用上の問題点	契約課において、委託契約において、前払が認められる「前金で支払をしなければ契約がない」(自治令第163条第3号)、「前金で支払をしなければ契約がない」(自治令第73条第3号)が、概算払が認められる「概算払によらなければ契約がない」(岡山市会計規則第70条第6号)の解釈や具体例を示し、周知されたい。	令和5年度より、手引:委託編の「前金払」、「概算払」の記載を削除させ、それそれ認められる場合の解釈や具体例を記載した。
7	会計課	【総論】 契約代金支払い	一般委託・役務等	運用上の問題点	契約課において、委託契約において、前払が認められる「前金で支払をしなければ契約がない」(自治令第163条第3号)、「前金で支払をしなければ契約がない」(自治令第73条第3号)が、概算払が認められる「概算払によらなければ契約がない」(岡山市会計規則第70条第6号)の解釈や具体例を示し、周知されたい。	令和5年度より、手引:委託編分22～23ページに前金払、概算払についての指針と具体例を記載。
8	契約課	【総論】 契約事務に関するシステム	情報の網羅性及び検索性	運用上の問題点	企画競争を実施した契約については全て財務会計システムの「入札参加条件」に企画競争という統一的な入力を用うルールを定め、これに従つた運用を行わせたい。	令和5年度より、企画競争を実施した契約については、財務会計システム入力の際は、随意契約理由欄に企画競争により最適な者を選定したことなどを入力するよう各契約事務の手引に記載した。
9	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	手引の体系	契約事務に関する手引の全体像	全ての契約事務の手引について、統一的なオマツトヒルールに基づき作成し、用語の統一や相互のリンクを図るなど、体系的に整理されたい。	令和5年度より、各契約事務の手引について要点検し、用語や言い回しの統一を図るなど、可能な限り体系的に整理した。今後も、各契約事務の手引の見直し時ににおいて、統一的な整理を進めていく。
10	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	構成	全般	各契約事務の手引においては、入札・契約制度の説明について記載を充実させ、参照すべき規程や要綱等についても条文番号を特定しながら、その概要について記載されたい。	令和5年度より、各契約事務の手引の全体的な内容の充実を図るとともに、参照すべき規程や要綱等の条文番号や概要を記載した。

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	指摘内容
11	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	一般競争入札に関する記載不備	各契約事務の手引における制限付一般競争入札の項目において、無条件・無制約に入札参加資格を制限することができるものではなく、自治令第167条の規定の要件を満たす場合に限り、同条所定の範囲において入札参加資格を付することができるに過ぎないこと、また、制限付一般競争入札において競争性の確保が他元業者優遇等の要請に優越することにつき、注意喚起された。	令和5年度より、各契約事務の見直しを行い、一般競争入札による競争原則とすること、また指名競争入札による競争の具体例等について自治令第167条各号毎に整理して記載した。
12	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	指名競争入札に関する記載不備	各契約事務の手引において、自治令第167条各号の趣旨及び具体例について各号毎に整理して記載された。	令和5年度より、各契約事務の指名選定の記載を見直した。手引：全般編に、規程を引用し、指名選定の留意事項を記載した。
13	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	指名競争入札に関する記載不備	各契約事務の手引において、規程等を引用しつつ、指名基準について記説された。	令和5年度より、各契約事務の内容の充実を図り、附帯契約によることができる場合の具体例を工事以外についても記述した。
14	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	随意契約に係る判断基準の記載不備	随意契約がイドライン等が整備されるまでの応急的措置として、契約業務区分毎に随意契約が併容される典型的な場合について、具体例とともに整理し、記述されたい。	令和5年度より、手引：全般編の内容の充実を図り、附帯契約によることができる場合の具体例を工事以外についても記述した。
15	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	一括委任・一括下請負の禁止についての記載不備	手引：全般編において、製造の請負等についての一括委任等の禁止について市規則第65条を準用している市規則第115条について記載されたい。	令和5年度より、手引：全般編に「契約情報の公表」を新たに設け、公表の趣旨や遺漏なく公表を行うことなどを記載した。
16	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	変更契約が認められる基準についての記載不備等	手引：全般編において、契約情報の公表に関する項目を抜け、契約情報が公表されている趣旨や契約業務区分に共通する事項について記載されたい。	令和5年度より、手引：全般編に「契約情報の公表」を新たに設け、制度の概要について記載した。
17	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	変更契約が認められる基準についての記載不備等	手引：全般編において、苦情等申出制度の概要について記載されたい。	手引：全般編において、談合に関する法規制の概要、談合防止に関する手引・マニュアルの概要の説明、官製談合防止法の概要、岡山市談合情報対応マニュアルの存在及び概要について記載された。
18	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	変更契約が認められる基準についての記載不備等	手引：全般編において、談合に関する法規制の概要、談合防止に関する手引・マニュアルの概要の説明、官製談合防止法、官製法、市談合情報対応マニュアルの概要などについて記載した。	手引：全般編において、談合に関する法規制の概要、談合防止に関する手引・マニュアルの概要の説明、官製談合防止法の概要、岡山市談合情報対応マニュアルの存在及び概要について記載された。

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
19	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	変更契約が認められる基準についての記載不備等	手引:全般編における規程等、及び記載内容についての記載不備が多數認められたため、適切な記載内容となるよう全般について内容を再度確認し、改訂されたい。	令和5年度より、手引:全般編の指摘の記載不備を修正し、また手引:全般編の再点検を行った。
20	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	変更契約が認められる基準についての記載不備等	各契約事務の手引の全体について、あらためて記載内容を点検し、記載ミスの箇所について適宜修正されたい。	令和5年度より、各契約事務の手引の再点検を行い、適宜修正を行った。なお、指摘のあつた手引:全般編の記載ミスの箇所についても修正済。
21	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設工事	総論	手引:工事編には、建設工事に関する契約事務についての情報を集約し、一体性を持つた「手引」としての体裁を有するデータを作成されたい。	令和5年度より、一体性を感じられるように、目次も作成し、トップページを修正した。
22	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設工事	総論	手引:工事編において、建設工事に関する契約事務の全体像、建設工事に関する入札、契約制約の内容が理解できるだけの内容を備えるよう、抜本的に再編集されたい。	令和5年度より、工事契約事務の内容が理解できるよう、追記を行った。また、今後も理解しがたいところがあれば、適宜修正を行うこととした。
23	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設工事	記載項目・内容の問題点	手引:工事編に、市規則の具体的な条項を引用の上、公告期間や見積期間について記載された。	令和5年度より、公告期間や見積期間について記載した。
24	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設工事	記載項目・内容の問題点	手引:工事編に、建設業法の具体的な条項を引用の上、経営事項審査の概要について記載された。	令和5年度より、経営事項審査について記載した。
25	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設工事	記載項目・内容の問題点	手引:工事編に、「岡山市競争入札参加資格及び審査等について」の具体的な条項を引用の上、入札参加資格や各等級別の発注基準の概要について記載されたい。	令和5年度より、参加可能な等級及び所属エリアについて、記載した。
26	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設工事	記載項目・内容の問題点	手引:工事編に、岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱の具体的な条項を引用の上、低入札価格調査制度の趣旨や手続の概要、調査における統一的な指針等を記載されたい。	令和5年度より、低入札価格調査について記載した。

No.	担当課	章・節	項目	指摘の要旨	措置内容
27	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設工事	手引:工事編に、「岡山市建設工事総合評価一般競争入札(特別な要綱)や、総合評価一般競争入札制度(特別な要綱・簡易型)落札者決定基準」の具体的な条項を用いる上、総合評価一般競争入札の趣旨や、各方式の説明、対象要件、落札者決定基準の概要、手続の流れ、総合評価一般競争入札を実効的なものとするための留意点等を記載されたい。	令和5年度より、総合評価一般競争入札について記載した。
28	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設工事	手引:工事編において、平成28年10月14日付国土交通省土地建設産業局長「一括下請負の禁止について(国土建第275号)」の内容に準じ、法規制、約款などの具体的な条項を引用の上、下請管理の趣旨や具体的な適用、下請が禁止される範囲の基準等を記載されたい。	令和5年度より、下請負について記載した。
29	監理検査課	【総論】 契約事務に関する手引	建設工事	手引:工事編の「設計変更基準について(内規)」の表記を「工事請負契約に係る設計・変更方ガイドライン」に改め、内容も同ガイドラインの内容にアップデートされたい。	令和5年度より、「設計変更基準について(内規)」の表記を「工事請負契約に係る設計・変更方ガイドライン」に改め、共同企業体について記載した。
30	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設工事	手引:工事編に、「岡山市特定建設工事共同講負制度取扱要綱の条文を適宜引用しながら、共同企業体の取扱いや共同講負の運用基準の概要について具体的に記載されたい。	令和5年度より、共同企業体について記載した。
31	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	小規模工事	手引:小規模工事編について、小規模工事に関する契約事務の全体像、小規模工事に関連する契約制度の内容が理解できるだけの内容を備えるよう再編集されたい。	令和5年度より、手引:小規模工事編の見直しを行い、根拠規定の条文番号を追加するなどした。
32	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	手引:委託編「第2 契約締結の方法」「1 契約方法」の項目において、契約締結方法の原則が一般競争入札であることを明確にさせたい。	令和5年度より、手引:委託編「第2 契約締結の方法」に、契約締結の方法は原則として一般競争入札によることを記載した。
33	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	手引:委託編において、「岡山市委託業務への参 加者の有無を確認する公募手続に関する要綱」の参照条文を引用しながら、制度の概要をされたい。	令和5年度より、手引:委託編に、「岡山市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続に関する要綱」の参照条文を引用しながら、制度の概要を記載した。

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
34	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	契約締結の方法	手引:委託編4頁「(注3)」の記載について、は、福社団体との契約についても原則として一般競争入札によるべきであり、自治令第167条の2第1項第3号に該当するものについては隨意契約によることができる旨を明確にされた。	
35	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	契約締結の方法	手引:委託編において、長期維持契約が「その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの」に限り締結することができるものであることを明記された。	令和5年度より、手引:委託編に、長期維持契約の対象は、「その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの」であることを記載した。
36	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	契約の準備	手引:委託編「第3 契約の準備」「2 契約相手方の検討の項目」において、一般競争入札が原則であることを明記した上、指名競争入札、隨意契約それぞれの要件、根拠規定及び手続の概要について説明された。	令和5年度より、手引:委託編「第3 契約の準備」に、原則として一般競争入札が原則であることを明記し、指名競争入札、隨意契約の要件等について追記した。
37	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	事務手順	手引:委託編18頁の「設計金額が130万円以上の場合は、契約保証金又は契約保証人を条件として付す。」との記載について、「契約に際しては原則として契約保証金又は契約保証人を付す必要があり、また「設計金額が130万円未満の場合は、契約保証金額30万円未満の場合は、契約保証金又は免除することができる。その他の契約保証金又は契約保証人免除の要件については、市規則第32条及び第35条第3項を必ず確認すること。」等の記載へ改められたい。	令和5年度より、手引:委託編を「契約に際しては原則として契約保証金又は契約保証人を付す必要があり、また「設計金額が130万円未満の場合は、契約保証金額30万円未満の場合は、契約保証金又は免除することができる。ただし、契約金額30万円未満の場合は、契約保証金又は契約保証人を免除することができる。その他の契約保証金又は契約保証人免除の要件については、市規則第32条及び第35条第3項を必ず確認すること。」等の記載へ改められたい。
38	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	事務手順	手引:委託編において契約代金の支払は確定払が原則であることを明記されたい。	令和5年度より、手引:委託編に、契約代金の支払は確定払が原則であることを明記した。
39	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	事務手順	手引:委託編において、前払が一定の要件を満たす場合に限り認められる例外的な支払方法であることを明記されたい。	令和5年度より、手引:委託編に、前金払は一定の要件を満たす場合に限り認められ、更にやむを得ない場合に限定して行うよう明記した。
40	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	事務手順	手引:委託編の前金払に関するページの参照資料に、前金払の根拠文である自治令第163条及び岡山市会計規則第73条から第75条までの条文について記載されたい。	令和5年度より、手引:委託編に、前金払の根拠文を記載した。

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
41	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	事務手順	手引・委託編において、概算払の根拠条文である自治令第162条及び岡山市会計規則第70条から第72条までの条文を引用しながら、例外的に概算払が認められる場合の要件について説明されている。	
42	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	修繕	契約方式の記載不備	手引・修繕編2頁「第2 契約締結の方法」「1 契約方法」の項目において、「一般競争入札の原則に統一することができる場合（自治令第167条及び同第167条の2の解釈）につき記載されたい。	令和5年度より、手引・修繕編に、「一般競争が原則であること、要件に該当する場合のみ指名競争入札又は随意契約によることができる」と記載した。
43	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設コンサルタント	総論	手引・建設コンサル編においては、建設コンサルタントに関する契約事務の全体像、建設コンサルタントに関する入札・契約制度の内容が理解できるだけの内容を備えるよう、抜本的に再編集されたい。	令和5年度より、建設コンサルタント契約事務の内容が理解しがたいところがあれば、適宜修正を行うとした。
44	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設コンサルタント	記載項目・内容の問題点	手引・建設コンサル編において、どのような業務が建設コンサルタント業務に当たるのか、区別のポイント等を示さたい。	令和5年度より、冒頭に建設コンサルタント業務とはどのような案件か、また、どのような案件が該当しないかを追記した。
45	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設コンサルタント	記載項目・内容の問題点	手引・建設コンサル編2頁「2 一般競争入札の参加資格要件の設定」「(6) 同種業務又は類似業務の履行実績の難易度・特徴性を勘案して、発注業務の50%～100%の範囲内で設定することができる。」との記載については、内容が明確になるよう記載を改められたい。	令和5年度より、履行実績を設定できるという記載に変更した。
46	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設コンサルタント	記載項目・内容の問題点	手引・建設コンサル編に、「随意契約の企画競争に関する項目を設けて、その留意事項等について記載されたい。	令和5年度より、企画競争について追記した。
47	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	物品	規則改正についての反映の不備	法令や規則等の改正があった場合は、速やかに手引を改訂されたい。	令和5年度より、手引きの見直し及び修正を行つた。
48	人事課	【各論】 一般委託・役務等提供契約	庁舎等警備業務委託契約	監査結果	本件各契約について長期継続契約を締結するとしても、その期間については、3年以内では契約締結が困難であるのか、再度検討されたい。	次回契約（令和8年度実施分）については、契約期間を3年以内とする。
49	中区役所総務地域振興課 人事課	【各論】 一般委託・役務等提供契約	庁舎等警備業務委託契約	監査結果	本件各契約について長期継続契約を締結するとても、その期間については、3年以内では契約締結が困難であるのか、再度検討されたい。	次期入札に向けて、契約年数の短縮を検討していく。

No.	担当課	章 節	項目	指摘の要旨	措置内容
50	南区役所地域整備課	【各論】一般委託・役務等提供契約	庁舎等清掃業務委託契約	監査結果	令和6年度契約分から一般競争入札を実施するにとどました。
51	南区役所地域整備課	【各論】一般委託・役務等提供契約	庁舎等清掃業務委託契約	監査結果	入札における実質的競争性を高めるための方策を検討されたい。
52	南区役所地域整備課	【各論】一般委託・役務等提供契約	庁舎等清掃業務委託契約	監査結果	委託契約書及び仕様書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に対象相手方、再委託する業務の範囲、委託の契約金額の各項目についての「通知を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。
53	下水道施設管理課	【各論】一般委託・役務等提供契約	天瀬ポンプ場ほか運転業務委託	監査結果	毎年同一業者が高い落札率で落札しているという入札結果になつてゐることの原因究明及び入札における実質的競争性確保のための方策を検討された結果、落札率の改善が見られた。
54	下水道管路整備課	【各論】建設コンサルタント契約	横井上地内污水水管理設工事他算定 補助業務委託	要約相手方の選定	岡山市建設コンサルタント業務等一般競争入札実施要綱第4条第1項第4号イ及びウの入札に参加可能な者数」に関する要件を満たすかどうかについては厳格に調査・確認されたい。
55	下水道管路整備課	【各論】建設コンサルタント契約	横井上地内污水水管理設工事他算定 補助業務委託	要約相手方の選定	次回同種業務の入札実施時に、「準市内業者」まで緩和されたい。
56	下水道管路整備課	【各論】建設コンサルタント契約	東高前越門改良ほか詳細設計等業務委託契約	要約相手方の選定	競争入札において落札率が極めて高くなつた場合、その原因について検証し、改善策を検討されたい、その後、入札者に対して入札価格内訳書を提出を求め、分析・検討する方法も選択肢として検討されたい。
57	公共建築課	【各論】建設コンサルタント契約	旧市民病院別館受変電設備改修他の設備設計業務委託契約	要約相手方の選定	事業協同組合が受注者の場合において、契約保証人を当該事業協同組合の組員とすることは認めないとされたいたい。
58	下水道施設管理課	【各論】施設修繕契約	汚水処理施設修繕(4契約)	監査結果	同種の修繕業務については、指名競争入札ではなく一般競争入札を実施されたい。

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
59	下水道施設管理課	【各論】施設修繕契約	汚水処理施設修繕(4契約)	監査結果	仮に本修繕において指名競争入札を実施するとしても、指名競争入札を実施すべき理由に沿った合理的かつ明確な基準に基づいて指名されたい。	令和5年度10月1日より、許容価格100万円以下の修繕を除き、原則として一般競争入札を実施する。
60	下水道保全課	【各論】施設修繕契約	鍛冶屋中継ポンプ場No.2ポンプ分解修理	監査結果	本修繕業務については指名競争入札ではなく一般競争入札として対応することとした。	一般競争入札として実施されたい。
61	下水道保全課	【各論】施設修繕契約	鍛冶屋中継ポンプ場No.2ポンプ分解修理	監査結果	指名業者の選定は、規程上の根柢に基づき、公正性・客観性の担保された方法により実施された。	一般競争入札として対応することとした。
62	下水道保全課	【各論】施設修繕契約	鍛冶屋中継ポンプ場No.2ポンプ分解修理	監査結果	指名競争入札の実施に当たつては、あらかじめ入札日より前に辞風の期限を設定し、それまでに辞退者が現れた場合には、基準を満たすまで追加指名をされたい。	一般競争入札として対応することとした。

令和3年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和5年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	章	節	項目	意見の要旨	措置内容
1	会計課	【総論】 契約代金支払い	全般	支払事務	令和5年3月より、請求書に支払期限が明記されている支払については、財務会計システムにおいて支払命令の支払予定期間の入力を必須とし、会計課で支払漏れがないか確認せらる必要に応じて担当課に連絡を取って支払い書類を提出させるなどし、支払遅延を防止している。	
2	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	構成	支払遅延の防止を徹底するため、財務会計システムにおいて支払遅延防止のための機能を実装されるなどの全行业的な支払遅延防止体制を整備された。また、システム外では意識面での支払遅延防止のため、財務会計システムにおいて連絡が行つている係長研修会に加え新たに令和年度から人材育成室が行つている係長研修会にて講師として参加することにより、請求書が提出されやすくなること等、係で支払遅延防止に努める必要があることの意識改革を強く定すことにした。	
3	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	一般競争入札に関する記載不備	各種契約事務の手引については、初任者であつてもそれを参照することで間違いなく契約事務を処理することができる程度に分かりやすく記載されたい。	令和5年度より、各契約事務の手引の全体的な内容の充実を図った。
4	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	指名競争入札に関する記載不備	手引:全般編における入札参加資格についての項目において、入札参加資格等審査委員会についても記載されたい。	令和5年度より、手引:全般編に、入札参加資格等は入札参加資格等審査委員会において審査されることを記載した。
5	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設工事	記載項目・内容の問題点	各契約事務の手引において、自治令第167条第1号に於いて、制限付一般競争入札によることができない場合に限り指名競争入札を行うことができる旨を明記されたい。	令和5年度より、各契約事務の手引に、原則、一般競争入札についても記載した。
6	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	契約締結の方法	手引:委託編において、「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱」の参照案文を引用しながら、「企画競争」の意義についても記載されたい。	令和5年度より、手引:委託編に、「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱」の参照案文を引用しながら、「企画競争」の意義についても記載した。
7	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	契約の準備	手引:委託編において、算算者及び査定者が、設計の内容に誤りか無いか、確認を徹底した上で押印するように、手引:委託編に追記した。	令和5年度より、手引:委託編には、算算者及び査定者が、設計の内容に誤りか無いか、確認を徹底した上で押印するように、手引:委託編に追記した。
8	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	事務手順	手引:委託編18頁に「契約保証人を立てどきは、契約相手方へ保証人承認願の提出を受け、その承認保証人ととして承認するかどうか、判断すること。」との記載を加えた。	令和5年度より、手引:委託編に、契約保証人を立てどきは、契約相手方へ保証人承認願の提出を受け、契約保証人ととして承認するかどうか、判断すること。」との記載を加えた。

No.	担当課	章	節	項目	意見の要旨	措置内容
9	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設コンサルタント	記載項目・内容の問題点	手引:建設コンサル編の冒頭に目次を付すべきである。	令和5年度より、目次を作成した。
10	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設コンサルタント	記載項目・内容の問題点	手引:建設コンサル編において、手引:一般委託・後務等編の記載内容を参照する必要がある項目については、同手引を適用するどとともに、同手引とは異なる規程が適用される部分については、その旨を明記されたい。	令和5年度より、該当要綱の記載や企画競争については、同手引を適用する等について、要綱に「般委託・後務等編を参照するように、追記した。
11	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設コンサルタント	記載項目・内容の問題点	手引:建設コンサル編において、建設コンサルタント業務に関する入札参加資格について要綱上の根拠規定を示されたい。	令和5年度より、入札参加資格について、要綱上の根拠規定を追記した。
12	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	物品	随意契約に関する記載不備	手引:物品編の随意契約に関する項目において、自治法第167条の2第1項第1号から第4号までの規定(あるいは、手引:金松編の該当箇所)を正確に引用した上で、その解説適用の例については正確に記載されたい。	
13	下水管路整備課	【各論】 建設コンサルタント契約	横井上地内汚水管理設工事他清算 補助業務委託	契約相手方の選定	入札参加者に対して求められる資格及び業務経験については、必要最小限度のものとすべきであり、求められる履行の質との関係で緩和が可能かどうか検討されたい。	
14	下水管路整備課	【各論】 建設コンサルタント契約	横井上地内汚水管理設工事他清算 補助業務委託	契約相手方の選定	入札参加資格を満たす業者がどの程度あるか、担当課において調査・確認されたい。	確認した。

岡教企第243号
令和5年11月27日

岡山市監査委員 様

岡山市教育委員会

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・令和3年度包括外部監査 1項目

以上

令和3年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和5年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
1	就学課	【各論】 一般委託・役務等提供契約	スクールバス運行業務委託(2契約)	監査結果	市職員が同乗する等の方法によるモニタリング調査や、各小学校の職員や児童・生徒を対象としたアンケート調査を実施したい。	令和4年度市職員がスクールバスへ同乗し、モニタリング調査を実施した。令和5年度以降も市職員同乗による調査を継続実施する。

岡 総 第 5 2 1 号
令和 5 年 1 1 月 2 7 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・令和 4 年度包括外部監査 26 項目

以上

令和4年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和5年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	指摘内容
1	高齢者福祉課 行政事務管理課	出資割合に応じて要請 される統制と岡山市における執行状況	出資割合が岡山市の地方自治法上の統制に与えている影響	出資先No21(高齢者福祉課)一般社団法人岡山市老人クラブ連合会(出資割合48.1%)出資先No21(高齢者福祉課)社会福祉法人愛隣会(出資割合50%)について、行政改進室福住担当の外郭団体の統制から漏れている。社会福祉法人愛隣会については、社会福祉法人の場合は、社会福祉法に基づく法人の指導監査が別途実施される等の理由から、出資割合のみをもつて外郭団体には位置付けないこととしているので、その趣旨に沿つて「岡山市外郭団体改革方針」の改正を行つた。	出資先No21(高齢者福祉課)一般社団法人岡山市老人クラブ連合会(出資割合48.1%)出資先No20(高齢者福祉課)一般社団法人岡山市老人クラブ連合会(出資割合48.1%)について、外郭団体の統制から漏れていたため、結果として地方自治法第199条第7項の対象外となっていた。	一般社団法人岡山市老人クラブ連合会においては、令和5年6月議会においては、令和5年3月の規定による岡山市長の権限等の対象となる方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の権限等の対象となる方自治法の範囲を定める条例を改正し、同法人を外郭団体と位置付けた。社会福祉法人愛隣会については、社会福祉法に基づく法人の指導監査が別途実施される等の理由から、出資割合のみをもつて外郭団体には位置付けないこととしているので、その趣旨に沿つて「岡山市外郭団体改革方針」の改正を行つた。
2	観光振興課 経済都市活性化課 財産活用マネジメント推進課	出資割合に応じて要請 される統制と岡山市における執行状況	出資割合が岡山市の地方自治法上の統制に与えている影響	出資先No10(観光振興課)公益社団法人おかもやま観光コンベンション協会(出資額報告、出資額、財産譲り受け、財産譲り受け上出資額740,000円) 出資先No43(住園新市推進課)公益財團法人岡山市公園協会(出資額報告、出資額57,000,000円、財産譲り受け上出資額189,135,000円) 所管課題について公有財産と行政改進室への報告額(担当課が公有財産として認識している金額)がずれている。	出資先No10(観光振興課)公益社団法人おかもやま観光コンベンション協会(出資額報告、出資額、財産譲り受け、財産譲り受け上出資額740,000円) 出資先No43(住園新市推進課)公益財團法人岡山市公園協会(出資額報告、出資額57,000,000円、財産譲り受け上出資額189,135,000円) 所管課題について公有財産と行政改進室への報告額(担当課が公有財産として認識している金額)がずれている。	(報光振興課) 公有財産と行政改進室への報告額が同じとなるように修正した。 (住園新市推進課) 令和5年6月末で財産譲り受け上出資額を77,000,000円に修正した。
3	財政課	出資割合に応じて要請 される統制と岡山市における執行状況	出資割合が岡山市の地方公会計に与えている影響	出資先No36(政策企画課)一般財団法人吉井川水源地はくま基金(出資額34百万円、出資割合22.8%、契約率△41.8%)については、強制評価処理の検討がされていない(地方公金会計マニユアルP145(97))。また、「指標2の結果として、出資先No10(観光振興課)公益社団法人おかもやま観光コンベンション協会(出資額0円、出資割合0%、毀損率△100%)が地方公会計上出資金として計上されている。※こちらについては、評価処理の問題である。	出資先No36(政策企画課)一般財団法人吉井川水源地はくま基金(出資額34百万円、出資割合22.8%、契約率△41.8%)については、強制評価処理の検討がされていない(地方公金会計マニユアルP145(97))。また、「指標2の結果として、出資先No10(観光振興課)公益社団法人おかもやま観光コンベンション協会(出資額0円、出資割合0%、毀損率△100%)が地方公会計上出資金として計上されている。※こちらについては、評価処理の問題である。	(財)吉井川水源地はくま基金出資金については、目的に沿った事業執行により清算する財産を所持し、出資金額についても評価処理として償借対照表及び行政コスト計算書に反映した。公益社団法人おかもやま観光コンベンション協会出資金については、令和4年度決算における賞賛投票表及び行政コスト計算書にて清算処理を行う。
4	財政課	出資割合に応じて要請 される統制と岡山市における執行状況	出資割合に応じて要請 される統制と岡山市における執行状況	岡山市の、統一的基準による財務審査(一般会計等)において、地方公営企業に対する出資が投資及び出資金に計上されていない。	岡山市の、統一的基準による財務審査(一般会計等)において、地方公営企業に対する出資が投資及び出資金に計上されていない。	地方公営企業に対する出資金を令和3年度決算における貸借対照表上の投資その他資産に計上した。
5	財政課	出資割合に応じて要請 される統制と岡山市における執行状況	出資割合に応じて要請 される統制と岡山市における執行状況	岡山市文化芸術創造(出資割合87.2%であり出資割合50%超)が、比例連結どされており、これは、出資割合が50%超である第三セクター等であるため、企創連結対象団体である。	岡山市文化芸術創造(出資割合87.2%であり出資割合50%超)が、比例連結どされており、これは、出資割合が50%超である第三セクター等であるため、企創連結対象団体である。	(公財)岡山文化芸術創造について、令和3年度連結会計決算で企創連結対象団体とした。
6	財産活用マネジメント推進課	資産保全に関する統制 状況	管理状況	現在運用されている公有財産台帳については、岡山市公有財產取扱規則第5条1項に定める様式第6号が要求する保管場所を記載する欄が設けられていないため、様式を改めらるか公有財産台帳の書き式を変更るべきである。	岡山市出資金	保管場所を特記事項欄に記載する運用とした。
7	財産活用マネジメント推進課	資産保全に関する統制 状況	管理状況	公有財産台帳については、正確な記載をすべきである。 公有財産台帳の記載内容について、数量や単位の記載について誤ったもののが数多く見られ、正確な記載となつてものは少數であった。また保管の有無に関する記載もほどんど記録しておらず、保管なしと記録しているものもあるった。 システム上の問題も存すると思われるが、常に固定財産の状況を明らかにするものであるため、正確に記録するべきものであり、そのように運用できるシステムとするべきである。	岡山市出資金	特記事項欄を用いて正確に記載する運用とした。

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
8	産業振興課	資産保全に関する統制状況	管理状況	岡山市の出資金	公有財産台帳の有価証券及び出資による権利の区別について、正確に社へへの出資について、有価証券として分類され、記録されていた。令和4年度から財産台帳を出資による権利に訂正済み。令和4年度決算書の財産に関する調査においても訂正を行っている。	
9	市街地整備課	資産保全に関する統制状況	管理状況	岡山市の出資金	公有財産の取扱については、正確に把握すべきである。 岡山新市整備株式会社について、利益剰余金の資本組入により、株式の評価額が増加したものについて、新規に公有財産(株式)を取得したものとして公有財産台帳に登録されていた。ヒアリング後に、誤って登録していたものを消除するなど公有財産台帳を修正済みである。	令和4年11月29日 公有財産台帳を修正済。
10	医療政策推進課	資産保全に関する統制状況	管理状況	岡山市の出資金	公有財産である出資金については、正確に把握し管理すべきである。 地方独立行政法人岡山市立総合医療センターについて、平成25年度に地方公営企業から地方独立行政法人へ経営形態を変更していくところ、公会計上の処理においては、地方独立行政法人段階で、岡山市からの出資を出資金として計上していくが、新公会計制度の適用年度である平成28年度の期間に地方公営企業に対する出資を未計上とした際に、当該法人についても資産として計上しない。平成26年度の設立当初から公有財産として管理できておらず、公有財産台帳に登録されている状況である。当該回転に対する出資金について、公有財産として管理すべきである。	令和4年度中に公有財産台帳を修正済(登録済の修正)
11	デジタル推進課 会計課	資産保全に関する統制状況	管理状況	岡山市の出資金	有価証券である株券については確実に保管すべきである。 岡山ネットワーク株式会社への株券(10株券)について、現物の確認ができるが、紛失の状況である。平成19年株名義変更の際に管理されなくなつたものと思われるが、紛失の経緯等も不明な状況である。平成19年以降10年以上にわたりて現物の確認がされていないことも問題であり、有価証券については毎年実査を行うなど確実に保管されていることを確認すべきである。	現在、岡山ネットワーク株式会社へ株券喪失登録申請をしており、令和4年10月19日付で受理されている。受理された日により1年経過後、株券再発行手続きが可能である。令和5年10月19日以降に株券再発行の手続きが行われる予定。 また、会計課で保管している有価証券等については、毎年実査を行い、確実に保管されていることを確認する。

令和4年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和5年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	章	節	項目	意見の要旨	措置内容
1	行政事務管理課 財産活用マネジメント推進課	出資割合に応じて要請 される純利と岡山市における執行状況	出資割合が岡山市の地方自治法上の統制に与えている影響	—	出資金額のすれにについては、行政改革推進室の調査対象法人であるから明確に差異が把握可能であったのであるが、その他の法人に関する限りでも差異が生じている出資先は存在これは、岡山市としての出資に対する統一した運用方針がないため、各担当課で十分な検討及びそれに伴う処理が出来ていないという事象が生じているためである。岡山市による権利義務型として一番多い(一般・公益)財團法に財團法上に規定する出資割合に必要となるが、この統制の算定を認めざるといつ、非常に難度の高いタスクが求められるのであるが、この統制等をふまえながら関係課との協議等で適切な対応を図る。	出資による権利の考え方等については地方自治法等により示されており、各種通知等をふまえながら関係課との協議等で適切な対応を図る。
2	行政事務管理課 財産活用マネジメント推進課	出資割合に応じて要請 される純利と岡山市における執行状況	出資割合が岡山市の地方自治法上の統制に与えている影響	—	岡山市として出資による権利のうち出情計画通り基本財産等に充当された金額の調査(出資割合算定の分子となるもの) ②出資先において、指定正味財産を原資とする基本財産等の金額の調査(出資割合算定の分母となるもの) ということが必要となるべきである。 また、現在の担当課の管理では検出事項が散見されることから、岡山市の統制として出資に關してファクトチェックを行う部署は設けた方が良いと思われる。	令和5年度から外郭団体等の制度所管課になつた行政事務管理課において、令和5年7月に市が出資等を行っている団体の出資金額及び出資割合等の調査を実施し、外郭団体等の出資状況等を把握した。今後も、こうした調査を適宜実施していく。
3	財政課	出資割合に応じて要請 される純利と岡山市における執行状況	連絡範囲の検討	第三セクター等	出資先No.43 公益財團法人岡山市公園協会については、一般正味財産を基本財産に充当したことにより、出資割合が100%の団体で、実質基準分100%が譲り受けられたことだけであり、実質基準にて全部連結するための対象団体とされていることがある。このことより、50%の出資割合となつており実質基準にて全部連結となつていている法人という分類にすることが望ましい。	令和4年度決算において形式基準による全部連結対象団体とする。
4	財政課	出資割合に応じて要請 される純利と岡山市における執行状況	連絡範囲の検討	第三セクター等	連絡範囲の検討について連絡範囲に含めた際には検討しているが、財政課では毎期に示されたいた状況でも誤りがあつたが、実質基準では地方公会計マニュアルに示されたいた状況を毎期確認するかどうか、という点を検討することが必要となる。そのような観点から、全体的な連絡範囲の検討シートを毎期作成したうえで連絡作業を実施することが望ましい。 また、総務省の地方公会計マニュアルには、チェックリストもあるため、財務書類等を作成したのち、チェックリストにて確認することも望まれる。	財務諸表作成時に連絡範囲による連結範囲の検討(形式基準)を毎期行う。 また、実質基準においても地方公会計マニュアルに示される分類に合致しているかを毎期確認する。
5	財政課	出資割合に応じて要請 される純利と岡山市における執行状況	連絡範囲の検討	第三セクター等	出資先No.20一般社団法人岡山市老人クラブ連合会には、過年度に行った強制評価を修正する処理を実施するが、結果全部連結対象団体に当たる場合は、過年度の強制評価の修正処理を行う。	令和3年度決算において形式基準及び実質基準双方による連結対象の検討を行った結果、連結対象団体ではなかった場合に過年度の強制評価の修正処理を行う。

No.	担当課	章	節	項目	意見の要旨	措置内容
6	会計課	資産保全に関する統制状況	管理状況	岡山市の出資金	有価証券等の管理にあたっては、現在の状況を確実に把握できるようにするのが望ましい。会計課作成の有価証券保管状況一覧については、基本的に担当課から保管状況がある場合には提出しておらず、その後の状況変更（略号変更、株式変更など）に対応していない。金計算においても各課からの情報や公有財産台帳を確認して現在の保管状況を正確に確認できるようになることが望ましい。	毎年、公有財産台帳を基に有価証券保管状況一覧の内容を確認するとともに、疑義ある場合は提出しておらず、その後の状況変更（略号変更、株式変更など）に対応しているため事業運営への影響が正確であることを確認する。
7	地域包括ケア推進課	出資金に関する個別検討	担当課毎の統制検討	地図包括ケア推進課	インボイス制度導入に対する消費税負担については、当法人が費用を負担するが、6年間の経過措置期間中は特例措置が設けられているため事業運営への影響は限定的である。また、経過措置期間中に施行予定のフーランス新法の施行にあわせて契約方式を見直すため、想定された見込みである。	インボイス制度導入に対する消費税負担については、当法人が費用を負担するが、6年間の経過措置期間中は特例措置が設けられているため事業運営への影響は限定的である。また、経過措置期間中に施行予定のフーランス新法の施行にあわせて契約方式を見直すため、想定された見込みである。
8	財政課	個別検討	個別の基金の検討	岡山市市債調整基金	岡山市市債調整基金は、基本的に計画の中で積み立てて財源を行っている。そして、積み立てた金額について、目的達成のため、相応の金額が償還に積み立てられており、今後も引き続き、計画的な積み立てを行うよう留意いただきたい。	意見も踏まえ、適切に対応していく。
9	財政課	個別検討	個別の基金の検討	岡山市行舎整備基金	現在、岡山市は新庁舎整備事業に着手しております、岡山市行舎整備基金について、その目的である新庁舎整備事業の財源に充当している。今後も、計画的な積み立てで運用を行ない、今後の庁舎整備に要する経費に使用されたい。	意見も踏まえ、適切に対応していく。
10	生活安全課	個別検討	個別の基金の検討	岡山市交通運送児童扶助基金	当初の設定金額が1513千円に対し令和4年3月31日現在5125千円である。また、取り崩しが240千円となり削除を考慮しても基金が充分確保されている状態である。そのため支給額の増加若しくは基金の支給対象者が中学生までの間で高校生まで支給対象を拡大するべきでながうか。	令和5年度から支給額を増額した。小中学校入学料については2万円増額し5万円の支給、中学校卒業料については7万円増額し10万円の支給とした。
11	市民協働企画総務課	個別検討	個別の基金の検討	岡山市山基金	岡山市協働のまちづくり秋山基金を有効活用するために基金活用委員会を設置する要領は作成しているが、平成21年以降要領が更新されていないため、現在の局長名、担当課長名、担当課員会を平成24年度以降改修しておらず、議事録も一冊化作成していない。基金の有効な活用方法について、講議を開催ね、当該委員会を開催し、議事録を作成し、保管することが望ましい。	基金活用委員会設置要領を改正し、局長名、担当課名等を変更した。さらには、基金の有効活用のため、協働関係58課の新属課や担当者を括りした7月の会議で基金を活用した事業の実施を促し、制度について詳しく説明を行った。協働関係会議から活用の提案があれども、当該委員会を開催し、基金を活用していく。また議事録を作成し、保管することとする。
12	福祉医療課	個別検討	個別の基金の検討	岡山市ふれあい公社基金	これまでの取崩しの額・経緯を厚ると、このままでは7年後に基金残高が無くなる可能性が高く、当該基金の目的たる財源確保という点が失われてしまう。そこで、当該基金の目的である財源確保という観点から、取崩し、つまり利用額について、見直しをすべきである。	見直しを行い、令和8年度より取り崩し額の変更を行うこととした。
13	障害福祉課	個別検討	個別の基金の検討	岡山市障害者福祉岡崎基金	基金について取崩は毎年少額である。心身障害者及び精神障害者の福祉事業の経費の財源に充てに設置されているため、スピード以外にも積極的に活用することが望ましい。	障害者スポーツ以外にも心身障害者及び精神障害者の福祉事業の経費の財源に充てることとした。
14	環境施設課	個別検討	個別の基金の検討	岡山市一般産業物処理施設整備基金	焼却場の改修・修繕費用として、国から費用の三分の一の補助金援助がなされる。また、一方・高度経済成長期に集中的に整備された施設の多くが、今後、一齊に老朽化する。そこで、今後も、補助金と積立金をしっかりと把握し、引き続き、改修・修繕等が行われていくことを目的に、一般産業物処理施設整備計画(10年～)の策定を行っているところです。二つの整備計画を作成し、適切な財源の確保に努めています。	これまで老朽化した産業物処理施設については、国の交付金要綱に則り標準型社会推進地盤計画(5年)を策定し、計画的に改修を行っています。また、一方・高度経済成長期に集中的に整備された施設の多くが、今後、一齊に老朽化する。そこで、今後も、補助金と積立金をしっかりと把握し、引き続き、改修・修繕等が行われていくことを目的に、一般産業物処理施設整備計画(10年～)の策定を行っているところです。二つの整備計画を作成し、適切な財源の確保に努めています。

No.	担当課	章	節	項目	意見の要旨	措置内容
15	国保年金課	個別検討	個別の基金の検討	岡山市国民健康保険事業基金	<p>一人当たり医療費の増加などのため、一人当たりの国保事業費納付金は増加傾向にあるものの、基金として積み立てなければならない必要な金額に対する明確な回答がなかった。</p> <p>国保事業費納付金について、岡山県が市町村ごとに算定し決定する仕組みとなっており。国保事業費納付金を算めるために徴収すべき保険料額や取り崩す基金の額については、岡山市のみで判断できない仕組みであるため、岡山市において、毎年いくらの基金を充てるのが明確にするのは難しいと思うが、できるだけ近似値を提示していただきたい。</p>	<p>基金に関する国方針や現在の市条例による明確な基準も無いことから、ご意見にある基金として積み立てられるべき基金額や取り崩す基金額も参考にしながら、他の政令市や県内市町村における平均基金保有額も参考にしながら、備えるべき基金額について毎年度判断していく。</p>

岡教企第244号
令和5年11月27日

岡山市監査委員 様

岡山市教育委員会

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・令和4年度包括外部監査 1項目

以上

令和4年度包外部監査結果に対する措置通知

令和5年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

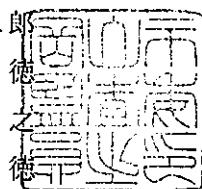
No.	担当課	章	節	項目	意見の要旨	措置内容
1	保健体育課	個別検討	個別の基金の検討	岡山市学校教育施設等整備基金	積立金額について、当初の計画数値より基金の積立が増加している。これは財政状況を積立の目的・目標額が変わることなく、積立を前倒ししたものではあるが、当初積立計画に沿った積立を継続していくように努めていく。 また、前年の積立額より著しい増加であるため、既定金額の目標額および既定金額の目的を維持して積立てていくように注意を払つたいたきたい。	

岡山市監査委員公表第29号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和5年9、10月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和5年12月8日

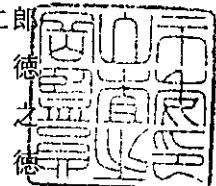
岡山市監査委員 重松 浩二郎
同 土居 幸徳
同 藤原 哲之
同 福吉 智徳



岡山市監査委員報告第25号
令和5年12月8日

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松 浩二郎
同 土居 幸徳
同 藤原 哲之
同 福吉 智徳



定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和5年9、10月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

北区役所	市民保険年金課 農林水産振興課 地域整備課 土木農林分室 御津支所 建部支所
環境局	環境事業課
下水道河川局	一宮浄化センター 下水道経営企画課 下水道営業課 下水道保全課 下水道施設整備課 下水道管路整備課

前記の課等において、令和5年4月1日から令和5年7月31日までに執行された収入事務及び支出事務等

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室
令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和5年度に執行された財務に関する事務等が、法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

その他については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

<指摘事項>

(1) 収入事務について

ア 前年度の道路占用料の調定及び収入手続きについて、今年度になって手続きしたものがあるなど、債権管理に不備が認められたので、適正な債権管理を行うよう要望する。

(北区役所地域整備課)

イ 令和5年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、し尿処理手数料において143万円余（収納率5.5%）認められた。

今後とも、この解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないよう要望する。

(環境事業課)

ウ 令和5年7月31日現在、過年度繰越分の収入未済額が、未収下水道使用料において6,772万円余（収納率96.3%）、その他営業外未収金において3千円余（収納率0%）、水洗便所改造資金貸付金償還金未収金において13万円余（収納率0%）、その他未収金において35万円余（収納率8.9%）認められた。

今後とも、未収金の解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、過年度繰越を生じないよう要望する。

(下水道営業課)

<意見>

(1) 建設改良費の予算執行に係る意見

令和4年度下水道事業会計決算審査意見書において建設改良費の繰越について意見を述べたが、令和5年度当年予算についても、計画的な進行管理と執行に努めるよう要望する。

(下水道保全課)

(下水道施設整備課)

(下水管路整備課)

【資料】

環境事業課

収入状況

(令和5年7月31日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
し尿処理手数料（滞納繰越分）	1,517,290	83,070	1,434,220	5.5

下水道営業課

収入状況

(令和5年7月31日現在)

項目別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
営業未収金 未収下水道使用料	1,824,452,801	1,756,729,502	67,723,299	96.3
営業外未収金 その他営業外未収金	3,865	0	3,865	0
その他未収金 水洗便所改造資金貸付金償還金未収金	130,696	0	130,696	0
その他未収金 その他未収金	387,369	34,409	352,960	8.9
小計	518,065	34,409	483,656	6.6
合計	1,824,974,731	1,756,763,911	68,210,820	96.3

岡山市監査委員公表第30号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく令和5年9、10月実施出資団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和5年12月8日

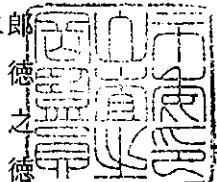
岡山市監査委員 重松 浩二郎
同 土居 幸徳
同 藤原 哲
同 福吉 智



岡山市監査委員報告第26号
令和5年1月8日

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松 浩二郎
同 土居 幸徳
同 藤原 哲之
同 福吉 智徳



出資団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

- (1) 一般財団法人 岡山市勤労者サポートプラザ
- (2) 岡山市土地開発公社

令和4年度における出納事務及びその他出納に関連する事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

前記団体の事業運営が、出資目的に沿って行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和4年度における出資事務及びその他出納に関連する事務について、関係書類を監査した結果、法人運営及び事業は、出資目的にのっとり実施されており、経営状況については良好であると認められた。

また、事務処理について、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

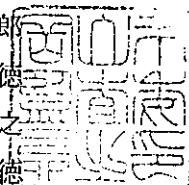
なお、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市監査委員公表第31号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく令和5年9、10月実施公の施設の指定
管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和5年12月8日

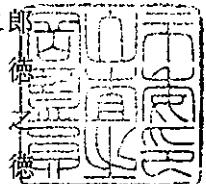
岡山市監査委員 重松 浩二郎
同 土居 幸徳
同 藤原 哲之
同 福吉 智徳



岡山市監査委員報告第27号
令和5年1月8日

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松 浩二郎
同 土居 幸徳
同 藤原 哲
同 福吉 智徳



公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象（公の施設）及び範囲

（1）富士建設工業株式会社

（岡山市岡山北斎場）

令和4年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

前記指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、協定書に沿って行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和4年度における公の施設の指定管理業務の執行について、関係書類を監査した結果、施設は適切に管理されており、協定書や仕様書等に基づく義務の履行はおおむね適切に行われているものと認められた。

また、事務処理について、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市監査委員公表第32号

地方自治法第199条第5項の規定に基づく令和5年9,10月実施財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の隨時監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和5年12月8日

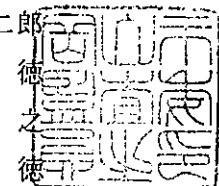
岡山市監査委員 重松 浩二郎
同 土居 幸徳
同 藤原 哲之
同 福吉 智徳



岡山市監査委員報告第28号
令和5年1月8日

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松 浩二郎
同 土居 幸徳
同 藤原 哲之
同 福吉 智徳



・隨時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区分	所管課	団体名	監査対象事務等
出資団体監査	産業観光局 商工部 創業支援・雇用推進課	一般財団法人 岡山市勤労者サポートプラザ	団体に対する出資者としての指導監督業務
	財政局 財務部 財産活用マネジメント推進課	岡山市土地開発公社	
公の施設の指定管理者監査	市民生活局 市民生活部 生活安全課	富士建設工業株式会社	岡山市岡山北斎場管理業務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和5年9、10月に実施した財政援助団体等監査に伴い、所管課の令和4年度の事務が、法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 団体に対する出資者としての指導監督業務について

令和4年度における団体に対する出資者としての指導監督業務について監査した結果、事務処理について、適正に処理されていた。

(2) 公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について

令和4年度における公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について、関係書類等を監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、必要な措置を講じられたい。

その他については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

<指摘事項>

今回の監査において、協定書に基づき指定管理者に納付させるべき収益の配分について事務が行われていないことが認められた。

今後このようなことが起こらないよう、適正な事務処理を行うよう要望する。

(生活安全課)